

他県市の景観条例

① 埼玉県 (P1~)

② 八潮市 (P9~)

③ 草加市 (P15~)

④ 静岡県袋井市 (P22~)

埼玉県景観条例

平成十九年七月十日 条例第四十六号

埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第四十二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 景観計画
 - 第一節 景観計画の策定等(第四条—第六条)
 - 第二節 行為の規制等(第七条—第十三条)
 - 第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第十四条—第十七条)
- 第三章 県の景観形成施策等(第十八条—第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「景観形成」とは、現にある良好な景観を保全し、又は新たに良好な景観を創出することをいう。

2 この条例において「景観計画」とは、法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

(責務)

第三条 県は、景観形成に関し、市町村との密接な連携の下に、県内の自然的社会的諸条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

3 県民は、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第二章 景観計画

第一節 景観計画の策定等

(景観計画区域等)

第四条 法第八条第二項第一号の景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)については、次のいずれかの区域に区分して定めるものとする。

- 一 一般課題対応区域(次号及び第三号に掲げる区域以外の区域をいう。)

二 特定課題対応区域(一の市町村の区域を超える広域の景観形成を図るため、特定の景観に関する課題について取り組む地域の区域をいう。)

三 景観形成推進区域(法第十一条第一項の規定による提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする場合における当該策定又は変更に係る区域をいう。)

2 法第八条第二項第三号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項については、前項各号に掲げる区域の区分ごとの自然的社会的諸条件に応じて定めるものとする。

(景観計画の策定手続)

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第二条第一項の規定に基づき設置された埼玉県景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴くものとする。景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第六条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号。以下「政令」という。)

第七条ただし書の規定により定める規模は、法第八十三条第一項(法第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けている景観協定又は第十八条第三項の規定による認定を受けている景観形成協定の目的となる土地の区域に限り、〇・三ヘクタールとする。

第二節 行為の規制等

(届出対象行為等)

第七条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、政令第四条第四号に掲げる行為(埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十四号)第二条第四号に規定するものを除く。)で、第四条第一項第二号の特定課題対応区域又は同項第三号の景観形成推進区域のうち、規則で定める区域内のもの(次項において「物件の堆積」という。)とする。

2 前項の行為に係る法第十六条第一項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる図書(第一号及び第三号に掲げる図面にあつては、規則で定める縮尺のものに限る。)を添付して行わなければならない。ただし、当該届出が次条第二項第一号に係る同項の通知に関する届出である場合にあつては、当該図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。

一 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状態を表示する図面

二 当該土地及び当該土地の周辺の状態を示す写真

三 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面

四 法第八条第三項第二号に規定する基準(第十三条において「景観形成基準」という。)についての対応を記載した書類(第四項において「景観形成基準対応説明書」という。)

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 第一項に規定する行為に係る法第十六条第一項の条例で定める事項は、景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号。以下この条において「省令」という。)第二条に規定する事項とする。

- 4 省令第一条第二項第四号の条例で定める図書は、景観形成基準対応説明書その他規則で定める図書とする。
- 5 第一項に規定する行為に係る法第十六条第二項の条例で定める事項は、省令第三条に規定する事項とする。
- 6 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの
 - イ 法第十六条第一項第一号に掲げる行為
 - ロ 法第十六条第一項第二号に掲げる行為（規則で定める工作物に係る行為に限る。）
 - ハ 第一項に規定する行為
 - ニ 法第十六条第一項第三号に掲げる行為
 - 三 第一号イからハまでに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるもののうち、他の法令又は条例の規定により景観形成のための措置が講じられている地域の区域として規則で定める区域内の行為

（届出対象行為に係る事前の指導等）

第八条 法第十六条第一項の規定による届出（以下「法定届出」という。）をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、知事に必要な指導又は助言を求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めに応じて行う指導又は助言を終了するときは、当該指導又は助言を求めた者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を規則で定めるところにより通知するものとする。
 - 一 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障がないと知事が認めるとき。その旨
 - 二 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障があると知事が認めるとき。その旨及び理由

（勧告の公表等）

第九条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（行為の着手制限の期間短縮）

第十条 知事は、第八条第二項第一号に係る同項の通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第十六条第三項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、法第十八条第二項の規定による期間の短縮をするものとする。

- 2 知事は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（特定届出対象行為等）

第十一条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、第七条第六項第一号及び第三号に掲げる行為（当該行為のうち同項第一号イ又はロに係る行為に限る。）以外の行為とする。

- 2 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

（報告）

第十二条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 一 法定届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき。当該法定届出をした者
- 二 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき。当該行為を行っている者

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第十三条 この条例に別段の定めがある場合を除き、景観計画区域内において、法第十六条第一項第一号若しくは第二号又は政令第四条第四号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、景観形成上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事は、景観形成を図るため必要があると認めるときは、前項の行為をする者に対し、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第十四条 知事は、法第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第二十七条第二項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第十五条 法第二十五条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- 二 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- 三 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第十六条 知事は、法第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第三十五条第二項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第十七条 法第三十三条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて剪定又は下草刈りを行うこと。
- 二 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第三章 県の景観形成施策等

(景観形成協定)

第十八条 次の各号のいずれにも該当する協定を締結した者の代表者は、当該協定について、知事の認定を申請することができる。

- 一 協定の目的となる土地が景観計画区域内の一団の土地であること。
- 二 前号の一団の土地の区域内の法第十一条第一項に規定する土地所有者等の三分の二以上の合意(合意した者が所有するその区域内の土地の地積と合意した者が有する借地権(同項に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。))の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)により締結されたものであること。
- 三 次に掲げる事項が定められているものであること。

イ 協定の目的となる土地の区域

ロ 景観形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

- (1) 建築物(法第七条第二項に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。)の形態又は色彩その他の意匠に関する基準
- (2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- (3) 工作物(建築物を除く。第三項第二号において同じ。)の位置、規模、構造、用途又は形態若しくは色彩その他の意匠に関する基準
- (4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- (5) 屋外広告物(法第七条第三項に規定する屋外広告物をいう。以下(5)において同じ。)の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- (6) 農用地(法第五十五条第一項に規定する農用地をいう。)の保全又は利用に関する事項
- (7) その他景観形成に関する事項

ハ 協定の有効期間

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる図書を添付して、規則で定めるところにより行うものとする。

- 一 当該協定に係る協定書の写し
- 二 当該協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 三 当該協定が前項第二号に規定する合意により締結されたことを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 知事は、第一項の規定による申請があった場合において、当該協定が地域の景観形成に資するものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該協定を景観形成協定として認定するものとする。

- 一 申請手続が法令又は条例若しくは規則に違反しないこと。
- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第一項第三号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る協定の目的となる土地が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。

- 5 第三項の規定による認定は、規則で定める認定書を第一項の規定による申請をした者に交付して行うものとする。
- 6 知事は、第三項の規定による認定をしたときは、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
- 7 景観形成協定において定めた事項が変更された場合は、当該景観形成協定を変更した者の代表者は、当該変更後の景観形成協定に係る協定書の写しその他変更の内容を確認できる図書として規則で定めるものを添付して、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 8 知事は、前項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、第一項各号及び第三項各号のいずれかに該当しない場合は、当該景観形成協定に係る同項の規定による認定を取り消すものとする。この場合においては、知事は、規則で定めるところにより、当該認定の取消しに関し、その旨を当該届出をした者に通知するとともに、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
- 9 知事は、第七項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、前項前段に規定する場合以外の場合（当該変更の内容が当該景観形成協定の名称又は区域に係るものである場合に限る。）であるときは、当該変更後の景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
- 10 景観形成協定が廃止された場合は、当該景観形成協定を廃止した者の代表者は、その旨を規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 11 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該廃止に係る景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
- 12 知事は、第一項の協定を締結しようとする者、同項の規定による申請をしようとする者又は第三項の規定による認定を受けた者に対し、景観形成のために必要な指導又は助言を行うことができる。

（県の事業における景観形成のための措置）

第十九条 知事は、公共事業を行う場合においては、当該地域における景観形成を図るため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により講ずべき措置の指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、公共事業景観形成指針の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。

（国等の事業における景観形成のための措置の要請）

第二十条 知事は、国、他の地方公共団体その他規則で定める法人（以下この条において「国等」という。）が公共事業を行う場合において、当該地域における景観形成を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、公共事業景観形成指針に適合する措置を講ずるよう要請するものとする。

（体制整備、施策の実施等）

第二十一条 県は、市町村と連携して、広域にわたる景観形成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

- 2 県は、市町村が景観行政団体（法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）として景観形成に関する施策を推進することの重要性を踏まえ、

市町村が景観行政団体となるに当たり必要な情報提供又は助言を行うものとする。

- 3 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（第三号において「県民等」という。）に対して、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - 一 景観形成に関する啓発及び知識の普及
 - 二 景観形成の推進に携わる人材の養成
 - 三 景観形成に関する県民等の自主的な活動の促進
 - 四 景観形成に関する調査、研究及び情報の提供

（審議会への諮問）

第二十二條 知事は、法第八十三條第一項（法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可をする場合その他知事が必要と認める場合においては、景観審議会の意見を聴くものとする。

第四章 雑則

（委任）

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに次項各号の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に、景観行政団体である市町村の区域及び次に掲げる市町村の区域については、当該市町村が景観行政団体として定める景観計画が効力を生ずる日の前日までの間は、改正前の埼玉県景観条例（以下「改正前の条例」という。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
 - 一 法第七条第一項ただし書の規定により協議している市町村のうち、同項ただし書の同意を得ていない市町村であって、知事がその旨を告示した市町村
 - 二 法第七条第一項ただし書の同意を得た市町村のうち、景観行政団体となっていない市町村であって、知事がその旨を告示した市町村
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる市町村について知事が法第七条第一項ただし書の同意をしないこととした場合又は前項第二号に掲げる市町村が景観行政団体とならないこととなった場合において、その事実を知事が告示したときは、当該市町村の区域については、当該告示の日から起算して九十日を経過した日（附則第六項において「経過日」という。）から、改正後の埼玉県景観条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第五条第二項の規定により定められている公共事業等景観形成指針は、改正後の埼玉県景観条例第十九条第二項の規定により定められた公共事業景観形成指針とみなす。
- 5 この条例の施行の日前に改正前の条例第十三条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による通知がなされた大規模行為（当該大規模行為のうち、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例の規定が適用される行為を除く。）であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。

- 6 経過日前に、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例第十三条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による通知がなされた、附則第三項の告示に係る市町村の区域内の大規模行為であって、経過日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。

八潮市みんなで景観まちづくり条例

(平成17年 条例第3号)

わたしたちのまちは、つくばエクスプレスの開業により、新たなまちづくりの歴史を歩もうとしている。

八潮市は、中川をはじめとする豊かな水辺と、屋敷林や農地など四季折々の風情を醸しだす貴重な自然の中で、そこに暮らす人々の生活を映しながら多様な景観を育んできた。

その後、高度経済成長により、機能的な都市をめざした基盤整備を進め、現在の都市の様相を形成してきた。

まちづくりの新たな一歩を踏み出すにあたり、これからは、わたしたちのまちを見つめ直し、先人から受け継がれてきた景観資源を活用するとともに、高さや色、デザインなどに配慮した、良好な景観の形成によるまちづくりを推進し、八潮らしい“まちかど” “まちどおり” “まちなみ”を創出していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、50年、100年先を見据え、良好な景観の形成によるまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 景観計画（第8条－第18条）
- 第3章 市民等による景観まちづくり活動の促進（第19条－第22条）
- 第4章 審議会（第23条・第24条）
- 第5章 雑則（第25条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成によるまちづくり（以下「景観まちづくり」という。）について基本理念、市、市民及び事業者の役割その他必要な事項を定めることにより、景観まちづくりを推進し、八潮らしい美しい都市景観の創出に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 景観まちづくりは、将来にわたり受け継がれていく市民共有の財産をつくるという認識に基づき、進められなければならない。

2 景観まちづくりは、市、市民及び事業者が連携し、及び協働することにより進められなければならない。

3 景観まちづくりは、新たに良好な景観を創出すること並びに現にある良好な景観を保全し、及び活用することにより進められなければならない。

4 景観まちづくりは、周辺地域との調和の取れた土地利用がなされるように進められなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者及び市内の土地、建物等を所有し、又は管理する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての法人その他の団体をいう。

(市の役割)

第4条 市は、景観まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の景観まちづくりに関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、景観まちづくりを推進するための主体としての認識を持ち、自らの創意工夫により、調和が図られた景観まちづくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するものとする。

(先導的役割等)

第6条 市長は、道路、公園その他の公共施設（以下「公共施設」という。）を整備する場合には、景観まちづくりの先導的役割を果たすよう努めなければならない。

2 市長は、公共施設を整備するものが国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体の場合で、当該公共施設の整備が、景観まちづくりの推進に与える影響が大きいと認めるときは、景観形成に関する施策についての協力を要請しなければならない。

(景観まちづくり基本計画)

第7条 市長は、景観まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、八潮市景観まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、前項に規定する基本計画を策定する場合には、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八潮市景観まちづくり審議会（第23条に規定する審議会をいう。以下第3章までにおいて同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2章 景観計画

(景観計画)

第8条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により策定した景観計画（以下「景観計画」という。）は、前条第1項の規定により策定した基本計画に適合するものでなければならない。

2 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条の定めによるほか、八潮市景観まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

(計画提案に対する判断)

第9条 市長は、法第12条の規定による計画提案に対する判断をする場合

においては、八潮市景観まちづくり審議会の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、前項の規定により意見を聴く場合は、当該提案に係る法第11条の規定により添えられた景観計画の素案を提出しなければならない。

(建築物等の景観計画への適合)

- 第10条 建築物の建築等又は工作物の建設等を行おうとする者は、当該建築物等について景観計画に適合させるものとする。

(届出を要しない行為)

- 第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(行為の届出に添付する図書)

- 第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、当該届出行為に係る建築物等を示す図書で、規則で定めるものとする。

(事前協議)

- 第13条 建築物の新築行為で規則で定めるものを行おうとする者は、法第16条第1項の届出までに、あらかじめ市長に協議しなければならない。

- 2 前項の協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 配置
- (2) 高さ・規模
- (3) 形態・意匠・素材
- (4) 色彩
- (5) その他規則で定める事項

- 3 市長は、第1項の協議があったときは、当該行為が八潮市景観計画に適合しているかを回答しなければならない。

(届出の特例)

- 第14条 市長は、前条第3項の回答において適合している旨の回答をした場合においては、当該協議をもって法第16条第1項の届出があったと見なすことができる。

(専門的知識を有する者の助言)

- 第15条 市長は、法第16条第1項の規定による届出又は第13条第1項の規定による協議があった場合、その内容が景観計画に適合しているかについて判断する際に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に助言を求めることができる。

(特定届出対象行為)

- 第16条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(工事完了の届出)

- 第17条 前条に規定する特定届出対象行為をした者は、当該行為に係る工事が完了後速やかに市長に工事完了の届出をしなければならない。

(変更命令等)

- 第18条 市長は、法第17条第1項の規定による命令をしようとする場合は、八潮市景観まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

第3章 市民等による景観まちづくり活動の促進

(景観まちづくり市民団体)

第19条 市長は、景観まちづくりを促進するため、次の各号に該当する団体を景観まちづくり市民団体として認定することができる。

- (1) 構成員の過半数が市民であること。
- (2) その活動が、景観まちづくりを推進するために有効と認められること。
- (3) その活動に、営利活動、政治活動又は宗教活動が含まれていないこと。
- (4) その他規則で定める要件に該当すること。

2 前項の規定により、認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定により認定を受けた景観まちづくり市民団体（以下「認定市民団体」という。）は、その活動の状況を市長に報告しなければならない。

4 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、認定市民団体とする。

(認定市民団体の取消し)

第20条 市長は、認定市民団体が、前条第1項各号のいずれかに該当しなくなったり、又は団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(構想の提案)

第21条 認定市民団体は、景観まちづくりに関する構想を市長に提案することができる。

2 市長は、景観まちづくりを推進するための施策を策定し、又は実施するに当たっては、前項の規定により提案された構想に配慮するとともに、必要に応じ、八潮市景観まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

(景観まちづくりに係る支援)

第22条 市長は、景観まちづくりを推進するものに対し、その活動の促進のための情報提供その他の必要な支援をすることができる。

第4章 審議会

(景観まちづくり審議会の設置等)

第23条 市長は、景観まちづくりに関する重要事項について調査審議するため、八潮市景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第24条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体が推薦する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は平成19年7月1日より施行する。

別表1 (第10条関係)

1. 八潮市景観計画に定める区域(特定区域以外の区域)

(1) 建築物の建築等で次に掲げるもの

ア 建築物の移転

イ 建築物の新築又は改築で次に掲げる要件に該当するもの

(ア) 延べ床面積の合計が500㎡未満、かつ、高さ(当該建築物の敷地の平均地盤面からの高さで、屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。以下同じ。)が12m未満のもの

(イ) 第13条第1項に規定する協議を要するもの以外のもの

ウ 建築物の増築で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

(ア) 増築後の当該建築物の延べ床面積の合計が500㎡未満のもの、かつ、高さが12m未満のもの

(イ) 増築後の当該建築物の延べ床面積の合計が500㎡以上となるもの、又は、高さが12m以上となるもので、増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内のもの(都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域に指定された区域は除く。)

エ 延べ床面積の合計が500㎡以上又は高さが12m以上の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分が、当該建築物における各壁面の面積の10分の1未満のもの

(2) 工作物の建設等で次に掲げるもの

ア 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物以外のもの

イ 建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物の移転又は増築

ウ 建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分が、当該工作物における外観の総面積の10分の1未満のもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為。

2. 八潮市景観計画に定める特定区域

(1) 建築物の建築等で次に掲げるもの

ア 建築物の移転

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分が、当該建築物における各壁面の面積の10分の1未満のもの

(2) 工作物の建設等で次に掲げるもの

ア 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物以外のもの

イ 建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物の移転又は

増築

- ウ 建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分が、当該工作物における外観の総面積の10分の1未満のもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為

別表2 (第16条関係)

1. 八潮市景観計画に定める区域 (特定区域以外の区域)

- (1) 建築物の新築又は改築で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 延べ床面積の合計が500㎡以上、又は、高さが12m以上のもの
 - イ 第13条第1項に規定する協議を要するもの
- (2) 建築物の増築で、当該行為後の建築物の延べ床面積の合計が500㎡以上、又は、高さが12m以上のもの。ただし、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域に指定された地域以外の地域は、当該増築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの。
- (3) 延べ床面積の合計が500㎡以上又は高さが12m以上の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分が、当該建築物における各壁面の面積の10分の1以上のもの

2. 八潮市景観計画に定める特定区域

- (1) 建築物の新築、増築及び改築
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分が、当該建築物における各壁面の面積の10分の1以上のもの

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 景観計画の手続等
 - 第1節 景観計画の変更等（第7条・第8条）
 - 第2節 行為の規制等（第9条－第20条）
 - 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第21条－第24条）
- 第3章 良好な景観形成に向けた施策（第25条－第33条）
- 第4章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観づくりに向けた施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等に関して必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働により「水と緑に囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいたにぎわいのある快適で心地よいまち」としてふさわしい魅力的なまちなみ景観を創造することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工作物 工作物のうち法に規定する建築物及び屋外広告物を除くものをいう。

(2) 市民 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号）第2条第1号に規定する市民（次号に規定する事業者を除く。）をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市が、景観はまちの資産であり、それぞれが景観形成の主体であるとの意識を共有し、三者の協働のもと、「活用」・「保全」・「創造」の視点から、草加市の特性を活かした景観形成に取り組んでいくものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、身近な場所から良好な景観づくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めな

なければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、自らの施設及び事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、地域の景観づくりに積極的に貢献するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、埼玉県屋外広告物条例（平成19年埼玉県条例第46号）並びにその他良好な景観の形成に資する法令及び条例を遵守しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、草加市の特性を生かした景観づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対する景観づくりに関する知識の普及及び啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な景観づくりに対する支援を積極的に行わなければならない。

3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備に当たっては、景観づくりにおける行政の先導的な役割を十分認識し、良好な景観づくりに積極的に取り組まなければならない。

4 市は、景観づくりの施策の実施に当たっては、市民及び事業者への必要な情報提供を行うとともに、市民及び事業者から意見を聴取し、その意見を反映させるよう努めなければならない。

第2章 景観計画の手続等

第1節 景観計画の変更等

(景観計画変更の手続等)

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、草加市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(景観計画の住民提案)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第28条に規定する地区景観づくり協議会とする。

第2節 行為の規制等

(届出対象行為の追加)

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、区域面積が500平方メートル以上の土地利用の変更とする。

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、法第16条第1項に規定する行為のうち、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物又は工作物の移転

(2) 建築物の増築又は改築のうち当該行為に係る床面積が10平方メートル以内のもの

(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の

変更。ただし、次条に定める大規模届出対象行為に該当する場合を除く。

- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物以外の工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。ただし、次条に定める大規模届出対象行為に該当する場合を除く。
- (6) 法第16条第1項第3号に規定する行為

（届出対象行為の区分）

第11条 法第16条並びに第9条及び前条の規定に基づき届出の対象となる行為は、別表のとおり大規模届出対象行為及び小規模届出対象行為とする。

（行為の届出に添付する図書）

第12条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、当該届出行為に係る建築物、工作物又は土地利用の変更を示す図書で、規則で定めるものとする。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第11条に規定する大規模届出対象行為及び小規模届出対象行為のうち、土地利用の変更を除く行為とする。

（届出の対象とならない行為の景観計画への適合）

第14条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める法第8条第3項第2号の規定に基づく基準に適合するよう努めなければならない。

（事前協議）

第15条 第11条に規定する大規模届出対象行為のうち別表大規模届出対象行為の項第1項第4号の行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該行為の計画について、市長と協議しなければならない。

（指導又は助言）

第16条 市長は、良好な景観づくりのために必要があると認めるときは、法第16条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告又は変更命令）

第17条 市長は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、その者が当該指導又は助言に従わないときは、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第18条 市長は、前条第1項の勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項に規定する公表をしようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(是正指導等)

第19条 市長は、法第16条第1項の規定による届出の内容と異なる施行をしている者に対し、当該施行を是正するよう求めることができる。

2 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をせず、当該届出の対象となる行為を施行している者に対し、当該届出をするよう求めることができる。

3 市長は、前2項に該当するおそれがあると認めるときは、当該行為を施行する者に対し、当該行為の種類、場所、設計、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

(工事完了の届出)

第20条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該行為に係る工事の完了後、速やかに市長に工事完了の届出をしなければならない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、

定期的に、又は必要に応じて点検すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて剪定又は下草刈りを行うこと。

- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第3章 良好な景観形成に向けた施策

(国等に対する協力要請)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又はこれらが設置した団体に対して、本市の良好な景観づくりに協力するよう要請するものとする。

(庁内における他の施策との調整)

第26条 市長は、景観行政を総合的かつ横断的に推進するため、良好な景観づくりに関する施策と市が行う他の施策との調整及び連携を図るよう努めなければならない。

(協働による景観づくり)

第27条 市長は、景観計画の策定及び変更並びに他の良好な景観づくりに関する施策を実施するに当たっては、市民及び事業者との協働により進めるよう努めなければならない。

(地区景観づくり協議会)

第28条 市長は、一定の区域内の住民等が当該地区内の良好な景観づくりの推進を目的として設置した団体で、次に掲げる要件に該当するものを地区景観づくり協議会として認定することができる。

- (1) その活動が、良好な景観づくりに資するものであると認められるもの
- (2) 住民等の自発的な参加の機会が保障されていると認められるもの
- (3) その活動が、営利、政治又は宗教を主たる目的としていないと認められるもの
- (4) その他規則で定める要件に該当するもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、良好な景観づくりの推進に必要と認めるときは、地区景観づくり協議会にアドバイザーを派遣することができる。

4 市長は、地区景観づくり協議会の活動及び運営に要する費用の一部について、毎年度予算の範囲内で助成することができる。

(景観づくり地区の指定)

第29条 市長は、地区景観づくり協議会が活動の対象とする地区について、景観づくりを推進する必要があると認めるときは、当該地区を景観づくり地区として指定することができる。

2 地区景観づくり協議会は、当該地区景観づくり協議会が活動の対象とする地区を景観づくり地区として指定するよう市長に要請することができる。

3 前2項の規定は、景観づくり地区の変更又は廃止について準用する。

(地区指針)

第30条 地区景観づくり協議会は、景観づくり地区の指定を受けたときは、当該地区の景観づくりに関する指針(以下「地区指針」という。)を定めるものとする。

2 地区指針には、当該地区の景観づくりに関する目標を定めるほか、次に

掲げる事項のうち必要なものについて定めることができる。

- (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の配置及び規模
- (2) 建築物等の形態及び意匠
- (3) 建築物等の外観の色彩
- (4) 建築物等の外観の素材
- (5) 屋外設備
- (6) 敷地内の外構及び緑化
- (7) 屋外広告物
- (8) 屋外照明
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観づくりのために必要があると認められる事項

3 市長は、地区景観づくり協議会が地区指針に基づき良好な景観づくりを進めていると認められる場合には、必要に応じて、地区指針の内容を景観計画に反映することができる。

4 市長は、前項の規定により地区指針を景観計画に反映しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

5 前2項の規定は、景観計画に反映した地区指針の変更又は廃止について準用する。

（景観審議会）

第31条 良好な景観づくりを推進するため、審議会を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じて建議することができる。

- (1) 景観計画の変更に関すること。
- (2) この条例の規定により意見を聴くこととされた事項
- (3) その他本市の景観行政にかかわること。

3 審議会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

（助成）

第32条 市長は、草加のまちなみ景観をさらに魅力的なものとするため、良好な景観づくりを推進する市民等に対して助成することができる。

（表彰）

第33条 市長は、草加のまちなみ景観をさらに魅力的なものとするため、良好な景観づくりに貢献した市民及び事業者を表彰することができる。

第4章 雑則

（委任）

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第31条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正)

2 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4都市景観の創出への配慮の項中「推進のため」の次に「、草加市景観計画及び草加市景観条例(平成20年条例第12号)の規定を遵守し」を加える。

別表(第11条関係)

区分	種類	届出対象行為
大規模届出対象行為	1 建築物	(1) 建築面積が500平方メートル又は高さが10メートルを超える建築物の新築、増築又は改築 (2) 増築により建築面積が500平方メートル又は高さが10メートルを超える建築物の増築 (3) 建築面積が500平方メートル又は高さが10メートルを超える建築物の外観の変更で、各壁面の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (4) 同一の者が行う2以上の専用住宅の新築(当該専用住宅の敷地及び当該専用住宅と一体性を有する区域の面積の合計が500平方メートル以上となるものに限る。)
	2 工作物 (建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物に限る。)	(1) 高さ10メートルを超える工作物の新設、増築又は改築 (2) 増築により高さ10メートルを超える工作物の増築 (3) 高さ10メートルを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	3 土地利用の変更	区域面積500平方メートル以上の土地利用の変更
小規模届出対象行為	届出の対象となる建築物の新築、改築又は増築(床面積10平方メートル以内の増築又は改築を除くすべての建築物の新築、改築又は増築をいう。)のうち、大規模届出対象行為に該当しないもの	

袋井市景観条例（案）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 景観形成ガイドプラン及び景観計画（第5条－第7条）
- 第3章 景観法の施行に関する事項（第8条－第14条）
- 第4章 景観重要建造物等（第15条）
- 第5章 地区における景観の形成（第16条－第23条）
- 第6章 眺望地点（第24条・第25条）
- 第7章 表彰、助成等（第26条・第27条）
- 第8章 アドバイザー会議（第28条）
- 第9章 雑則（第29条）

附則

前文

私たちのまち袋井は、小笠山丘陵地等の緑濃く緩やかな丘陵地と遠州灘に面する浅羽海岸に囲まれ、原野谷川や太田川が流れるとともに、田園や茶畑が伸びやかに広がり、これらと里山や農家集落が調和し、特徴的な農の風景が見られるまちである。

また、旧東海道の袋井宿の設置や遠州三山などの存在により、独自の歴史・文化が継承されているまちである。

私たち市民は、これまで先人が大切に守り育ててきた、地域の自然、歴史、文化等の資源を守り、生かしながら地域の特性に応じた固有の景観をつくりあげることにより、袋井らしさをつくりだし、美しく魅力あふれたものにならなければならない。

ここに、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、協働によって景観づくりを進め、緑と水と歴史とまち並みが調和する美しい健康文化都市づくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、緑と水と歴史とまち並みが調和する美しい健康文化都市づくりを市民、事業者及び市が協働して推進し、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、規則で定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、良好な景観の形成に関して国及び他の地方公共団体と相互に連携

を図るとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、良好な景観の形成のために講ずべき施策の策定及び実施に必要な調査研究に努めなければならない。
- 5 市は、良好な景観の形成に関する市民の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の責務)

- 第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、良好な景観の形成に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。
- 3 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観形成ガイドプラン及び景観計画

(景観形成ガイドプランの策定)

- 第5条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として、景観形成ガイドプランを定めるものとする。
- 2 市長は、景観形成ガイドプランを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、景観形成ガイドプランを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめその案を公表し、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、袋井市都市計画審議会条例(平成17年袋井市条例第140号)第1条に規定する袋井市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(景観計画の策定)

- 第6条 法第8条第1項の景観計画は、景観形成ガイドプランに即して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

(景観形成特定地区)

- 第7条 市長は、景観計画において、景観計画区域のうち、特に景観の形成を図る必要があると認める区域を景観形成特定地区として定めるものとする。

第3章 景観法の施行に関する事項

(届出及び勧告等の適用除外)

- 第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等で、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 建築物及び工作物の新築、増築並びに改築で、高さが15メートルを

超えるもの

イ 建築物及び工作物の新築、増築並びに改築で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの

ウ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15メートルを超えるもの又は敷地面積が1,000平方メートル以上のものでかつ外観の変更に係わる見付面積が2分の1以上のもの

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

(特定届出対象行為)

第9条 法17条第1項の条例で定める行為は、法16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為とする。

(行為の届出に添付する書類)

第10条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 当該行為に係る計画の概要を記載した書類

(2) 建築物又は工作物の彩色が施された4面以上の立面図

(3) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値が表示された外部仕上げ表

(4) 景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているか否かを確認する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(行為着手の制限期間の短縮の通知)

第11条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮したときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

(完了届)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定により届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令又は前条の規定による助言若しくは指導を行う場合において、必要があると認めるときは、第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定（次項において「景観重要建造物の指定」という。）又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定（以下「景観重要樹木の指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物の指定又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木指定の解除について準用する。

第5章 地区における景観の形成

（景観地区の設定の手続）

第16条 市長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

（景観協定の認可の手続）

第17条 市長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

（景観整備機構）

第18条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

（地区景観まちづくり協議会）

第19条 市長は、一定の地区における良好な景観の形成を推進するための活動を自主的に行うことを目的として組織された団体を地区景観まちづくり協議会として認定することができる。

2 前項の規定による地区景観まちづくり協議会の認定は、次に掲げるすべての事項に該当することを要件に行うものとする。

（1）当該地区内に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者等の多数で組織されていること。

（2）その活動が当該地区内に存する土地、建築物等又は広告物等に関するものに限られること。

（3）その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。

（地区景観まちづくり協議会の認定の申請）

第20条 地区景観まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、その旨を市長に申請しなければならない。

（地区景観まちづくり協議会の変更又は解散の届出）

第21条 地区景観まちづくり協議会は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 地区景観まちづくり協議会は、解散しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(地区景観まちづくり協議会の認定の取消し)

第22条 市長は、地区景観まちづくり協議会が第19条第2項各号の要件に該当しなくなったと認めるとき又は地区景観まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(報告)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、地区景観まちづくり協議会に対し、その活動に関する報告を求めることができる。

第6章 眺望地点

(眺望地点の指定)

第24条 市長は、丘陵地や田園その他の袋井市特有の景観を眺望できる地点を眺望地点として指定することができる。

2 市長は、眺望地点の指定をしようとするときは、あらかじめその所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、眺望地点の指定をしたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、眺望地点の指定の解除について準用する。

(眺望地点の整備)

第25条 市長は、眺望地点の指定をしたときは、当該眺望地点の整備に努めるとともに、眺望地点の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第7章 表彰、助成等

(表彰)

第26条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第27条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等並びに地区景観まちづくり協議会その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う者に対し、その保存又は活動のために必要な技術的援助その他必要な支援を行うことができる。

第8章 アドバイザー会議

(設置等)

第28条 市長は、景観の形成に関する事項について、助言及び提言を求めるため、袋井市景観アドバイザー会議(以下「アドバイザー会議」という。)を置く。

2 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について、助言し又は提言する。

(1) 第5条第2項、第6条第2項、第14条、第15条第1項、第16条、第17条及び第18条の意見に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、アドバイザー会議に助言又は提言を求めることが適当であると認める事項

3 アドバイザー会議は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第9章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。